

生命 & 健康づくり サポートプラン

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛扱無配当定期保険(Ⅱ型)+健康応援プログラム)

Point1

手頃な掛金で 安心の保障

ご加入時の保険料率が、75歳まで一律なので、早期に加入すると軽い掛金負担で保障を準備できます。

Point3

健康づくりを 24時間サポート

健康に関する不安を
年中無休、24時間いつでも相談できます。

Point2

医師による 診査は不要

医師による診査は不要で、簡単な告知のみでご加入いただけます。

Point4

掛金は、 年金から控除

10月と4月支給の年金から各6か月分を控除します。



※【契約概要】【注意喚起情報】はP9～P10に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

責任開始期
(加入日)

2023年11月1日(水)

申込締切日

2023年7月3日(月)

(当日消印有効)

地方職員共済組合年金友の会

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7 サンゴバンビル7階 <http://www.nen-tomonokai.co.jp>

制度内容、ご請求に関するお問い合わせ先

0120-033-833

受付時間:午前9時30分から午後5時まで(土、日、休日および年末年始除く)

生命サポートプラン

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団月掛無配当定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

生命サポートプランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- Point 1** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします
- Point 2** 保険年齢75歳までの保障が準備できます
- Point 3** 75歳満了まで保険料率は一律
保険料率はご加入時の年齢・性別によって決まり、ご加入時から満期まで一律です。
(ただし、掛金は割引額の変更等により変動する場合があります。)
- Point 4** リビング・ニーズ特約による生前給付
余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。
- Point 5** 医師による診査は不要
医師による診査は不要で、簡単な告知のみでご加入いただけます。
★加入者が増え加入規模が大きくなると、スケールメリットが発揮され、掛金が割安になります。

保障額【加入対象区分：本人・配偶者】

死亡・高度障害のとき	会 員	配 偶 者
死亡・高度障害保険金	300万円	200万円

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

加入資格

本人…地方職員共済組合年金友の会会員(年金受給者)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年11月1日現在満66歳6か月までの方(2023年11月1日現在、1958年5月2日以降生まれの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年11月1日現在満66歳6か月までの方(配偶者だけの加入はできません)
(ご加入できる最低年齢は会員満14歳6か月を超えた方。配偶者満15歳6か月を超えた方(2023年11月1日現在)です。)

【告知内容】

- 申込日(告知日)現在健康で正常に生活し、申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に医師により検査・入院・手術をすすめられていません。(検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。)
- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表記載の病気で連続7日以上入院をしたことはありません。

別表 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。
※本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
告知の対象とならない事項
◆医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用◆歯科医師による虫歯の治療◆手術により完治した急性虫垂炎◆完治後のかぜ◆色覚異常◆現在治療をうけていない花粉症・水虫◆妊娠中および分娩後で定期健診のみの受診

告知に関してご不明な点がある場合は本パンフレット10ページに記載の「⑥ご照会・ご相談窓口」までご照会ください。
地方職員共済組合年金友の会会員(年金受給者)およびその配偶者以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

保 険 期 間

2023年11月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日(11月1日)の前日まで

※2023年11月1日において、保険年齢75歳(満74歳6か月を超え75歳6か月まで)の方は、継続できず、2023年10月31日で保険期間が満了となります。

掛 金 の 控 除

毎年10月と4月支給の年金から下記に記載の6か月分の掛金を控除します。(初回は10月支給の年金から)

掛 金

掛金は加入年齢・性別により異なります<保険期間75歳満了>

【集団月掛扱、本人保険金額300万円、配偶者保険金額200万円】 生命サポートプランの保険料率は加入時から満期まで変わりません。(ただし、掛金は割引額の変更等により変動する場合があります。)

会 員

*6か月分の掛金を10月と4月支給の年金から控除します。

加入年齢(歳)	生命サポート月額掛金		加入年齢(歳)	6か月分の掛金(控除額)	
	男 性	女 性		男 性(カッコは生命サポートの掛金)	女 性(カッコは生命サポートの掛金)
62	4,602円	2,193円	62	28,812円(27,612円)	14,358円(13,158円)
63	4,773円	2,259円	63	29,838円(28,638円)	14,754円(13,554円)
64	4,953円	2,328円	64	30,918円(29,718円)	15,168円(13,968円)
65	5,133円	2,403円	65	31,998円(30,798円)	15,618円(14,418円)
66	5,334円	2,487円	66	33,204円(32,004円)	16,122円(14,922円)

*会員には月額200円の健康づくりサポート運営費が含まれています。(6か月では1,200円)

配 偶 者

*6か月分の掛金を10月と4月支給の年金から控除します。

加入年齢(歳)	生命サポート月額掛金		加入年齢(歳)	6か月分の掛金(控除額)	
	男 性	女 性		男 性	女 性
56	2,484円	1,246円	56	14,904円	7,476円
57	2,570円	1,276円	57	15,420円	7,656円
58	2,660円	1,310円	58	15,960円	7,860円
59	2,754円	1,346円	59	16,524円	8,076円
60	2,854円	1,382円	60	17,124円	8,292円
61	2,958円	1,420円	61	17,748円	8,520円
62	3,068円	1,462円	62	18,408円	8,772円
63	3,182円	1,506円	63	19,092円	9,036円
64	3,302円	1,552円	64	19,812円	9,312円
65	3,422円	1,602円	65	20,532円	9,612円
66	3,556円	1,658円	66	21,336円	9,948円

*パンフレットに記載のない年齢の方は、引受会社までお問い合わせください。

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢60歳=2023年11月1日現在満59歳6か月を超え満60歳6か月まで
- ・この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の掛金は総保険金額10億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。(既加入の方の掛金は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により掛金に変更になる場合があります。)
- ・記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- ・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

各制度のお取扱いについて



健康づくりサポートプラン



サービス運営費
半年分
1,200円

※健康づくりサポートプランのみの加入は出来ません。必ず生命サポートプランとセットでご加入ください。

生命サポートプラン

解約返戻金

この保険は保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

税法上のご注意

- 保険料（掛金－健康づくりサポート運営費）は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- 本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税です。
- 解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額＝（解約時受取金－総払込保険料－50万円）×1/2 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛無配当定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

〔引受会社〕 明治安田生命保険相互会社
法人第一部 法人営業第一部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階 TEL: 03-6259-0026

<p>個人情報に関する取扱いについて</p> <p>当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供いたします。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。</p> <p>記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。</p> <p>なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp）をご参照ください。 －死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意ください－ 指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。</p>	<p><契約者と生命保険会社からのお知らせ></p> <p>最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。</p> <p>相談ダイヤル お電話で</p> <p>日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護……。ご相談には専門スタッフ（看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等）が責任を持って対応。 ※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。</p>
---	---

MY-A-23-定期-002253

サービス概要

健康なんてあまり興味がないなあ・・・そんな、あなた自身の健康実現を応援するサービスです。

健康づくりサポートは健康・医療・メンタルヘルスなどのさまざまなサービスメニューを提供することで、ご加入者とそのご家族の健康づくりをサポートするサービスです。充実したメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。
病気やけがをした場合を保障する「保険制度」と心と体の健康づくりを応援する「健康づくりサポート」の両輪でサポートしてまいります。

サービスメニュー

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。

<p>一次予防「健康増進」 生活習慣等の見直し・改善により病気の発生の予防</p> <p>二次予防「早期発見」 早期発見・早期治療により、病気が進行しないうちに治療</p> <p>三次予防「再発防止」 必要な治療等により、機能の維持・回復を図る</p>	<p>一次予防に対応したサービスメニュー</p> <p>① 気づき</p> <p>季刊誌「健康情報」 お届け（年4回）</p> <p>健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を掲載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌。（日経ヘルス編集） 【自宅もしくは職場へ】</p> <p>表紙のサンプル</p> <p>② 行動</p> <p>ヘルシーファミリー倶楽部 ご利用はWebで</p> <p>最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。</p> <p>イメージ画像</p> <p>③ 増進</p> <p>相談ダイヤル お電話で</p> <p>日常生活における様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただくことができる専門の窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護……。ご相談には専門スタッフ（看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等）が責任を持って対応。 ※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。</p>	<p>二次・三次予防に対応したサービスメニュー</p> <p>行動</p> <p>テレセカンド[®] お電話で</p> <p>病院に受診することなく、名医（*）による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。 ●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定 ●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート</p> <p>ホスピサーチ[®] お電話で</p> <p>名医が在籍する医療機関の情報（「医療機関名」及び「診療科」）をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。 ●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能 ●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能</p> <p>*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。 また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。 テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。</p> <p>③ 増進</p> <p>WELBOX（ウェルボックス） ご利用はWebで</p> <p>国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。</p> <p>イメージ画像</p> <p>CLUB FUJITA お電話で</p> <p>藤田観光が運営するウイスタリアライフクラブ（全国7施設）を優待料金で利用可能。 ・神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原</p>
---	---	---

健康づくりサポートの取扱い

加入期間	加入期間1年間(2023年11月1日～2024年10月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に半年分の運営費1,200円(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートプランの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)

個人情報に関する取扱いについて

- 個人情報の利用目的**
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について**
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。
【お問い合わせ先】 明治安田ライフプランセンター(株)(事務委託先)
団体サービス部 生活・健康サービスグループ
03-5952-5069
- 個人情報提供の任意性**
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

健康づくりサポート加入者規約

- 第1条(目的)**
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**
1. サービスとは、以下のものを指します。
① 健康情報に関するサービス
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
(3) その他
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)**
1. 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
2. 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
- 第8条(脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)**
1. 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
3. 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
4. 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。
- 第9条(加入期間)**
1. 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
2. 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。
- 第10条(データ保護)**
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。
- 第11条(規約の変更)**
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。
- 第12条(契約の終了)**
1. 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
2. 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

サービス内容等に関するお問い合わせ先 健康づくりサポート事務局：0120-567-074(平日9:00~17:00)

MYLP-バ-22-健サ-026



～生命サポートプラン～（無配当定期保険(Ⅱ型)）のお取扱いについて

約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

I 死亡・高度障害保険金について

◆被保険者が以下のお支払事由に該当された場合に保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額

[高度障害保険金]

お支払事由	お支払額
加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

**つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。
(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)**

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります)

●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があったり、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき など

1. 死亡保険金

- ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

II リビング・ニーズ特約について

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

◆保険金のお支払事由

●被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、被保険者にお支払いします。
「余命6か月以内」とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

※死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

◆お支払額

- お支払いする保険金額は、ご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と、6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額とします。(ただし、保険期間が1年間のご契約でご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます)
- 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。

※保険金のご請求額(指定保険金額)は、この特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニ

ズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえた場合については、そのこえる部分については特約による保険金のお支払いはできません。

◆ご請求者

●ご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人として、ご請求いただけます。

※ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の参考意見を記入していただく欄があります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や、担当医師に確認を求める場合があります。

※主契約の保険期間(ただし、更新される場合は、更新後の保険期間を含みます)満了前1年間はリビング・ニーズ特約による保険金のご請求はできません。(保険期間が1年間のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます)

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合
- ②契約者・被保険者または指定代理請求者の故意による場合
- ③戦争その他の変乱による場合

なお、この特約が付加されているご契約が、告知義務違反により解除となった場合も、この特約による保険金のお支払いはできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約の保険金の返還を請求します。

III 代理請求特約[Y]について

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
 - ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

IV その他

◆保険料払込免除

被保険者が加入日以後に発生した不慮の事故により180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※不慮の事故については、普通保険約款の付表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

※所定の身体障害の状態ならびに保険料のお払込みを免除しない場合については、普通保険約款第6条をご覧ください。

◆高額割引制度

無配当定期保険(Ⅱ型)において、当社の定める条件を満たす場合、高額割引制度が適用され、保険料が割安になります。

高額割引の判定は毎年、年単位の契約応当日毎に行い、以後の保険料から新たな割引が適用されます。なお、契約内容の変更等により上記の条件を満たさなくなった場合は高額割引制度が適用されなくなります。

◆ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。団体またはパンフレット記載の当社担当部署までお問い合わせください。

<「ご契約のしおり 約款」記載事項の例>

- ・お申込みの撤回(クーリング・オフ)について
- ・解約と返戻金について
- ・健康状態等の告知義務について
- ・契約内容の変更等について
- ・保険金等をお支払いできない場合について
- ・「生命保険契約者保護機構」について

◆お取扱いできない事項の例

- ・保険期間中の保険金額の増額・減額
- ・保険期間の変更
- ・保険料の払込方法の変更

◆契約時のご注意

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◆その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。

※この保険には満期保険金、自動振替貸付制度はありません。また、現金貸付、払済保険、延長保険のお取扱いはいたしません。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

生命サポートプラン
(リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団月掛無配当定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意ください事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

地方職員共済組合年金友の会会員(年金受給者)の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
生命サポートプラン	P1	P2	P1	P7

3 配当金

生命サポートプランは、配当金はありません。

4 脱退による返戻金

生命サポートプランは、保険期間中に脱退(解約)された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

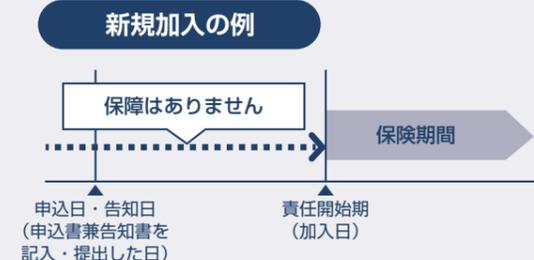
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■団体の職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といえます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

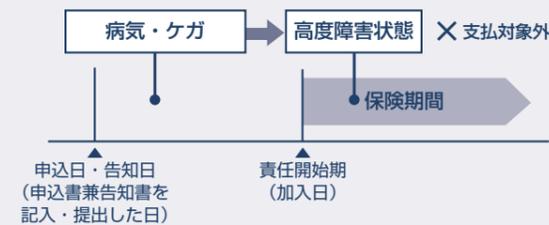


■ご契約者である団体の職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

生命サポートプラン **P7**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■生命サポートプランについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。